

## 放射能測定の新基準値に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成 23 年 12 月 22 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品中の放射性物質に係る規格基準案がとりまとめられ、平成 24 年 4 月より暫定規制値に代わり新しい基準値が施行されることになりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、これを踏まえ、弊社でも新基準に適合する検出限界値を設定しますので、農作物や飲料水、食品、飼料などの安全確認にご利用下さい。

謹白

記

■変更開始日 平成 24 年 4 月 2 日（月）ご依頼分より

■測定項目 放射性セシウム  $Cs-134$ ・ $Cs-137$ （精密測定）  
（ゲルマニウム半導体検出器を用いた  $\gamma$  線スペクトロメトリによる核種分析法）

■新基準 放射性セシウムの新基準（セシウム 134 と 137 の総和の量） 単位 Bq/kg

食品群	飲料水	乳児用食品	牛乳	一般食品
新基準値	10	50	50	100
検出限界値 ( $Cs-134$ ・ $137$ )	各 1	各 5	各 5	各 10

注：準備期間が必要な米・牛肉は 6 カ月、大豆は 9 カ月の猶予があります。

■測定試料 飲料水、牛乳、米、野菜、果物、肉（牛肉など）、魚介類、乳児用食品

■必要検体量 飲料水・牛乳：2 L 以上、食品全般（乳児用食品含む）：2 kg 以上

■所要日数 3～5 日（FAX 等による速報可能）

### ■食品区分の範囲

※厚生労働省医薬食品局 食品安全部基準審査課「食品中の放射性物質の新たな基準値について」より一部抜粋。

- ◇飲料水
  - ・直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶。
- ◇乳児用食品
  - ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可をうけたもの。
  - ・乳児の飲食に供することを目的として販売するもの（飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用）。
- ◇牛乳
  - ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料。ただし乳酸菌飲料、発酵乳、チーズは「牛乳」の区分に含めない。
- ◇一般食品
  - ・上記以外の食品

原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する食品（乾燥きのこ、乾燥わかめなど）については、原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する。

以上